（健康安全管理総括者）

**第二条**　別表第一の各項に掲げる組織ごとに健康安全管理総括者を置くものとし、健康安全管理総括者は、それぞれ当該各項に定める官職を占める者とする。

2　健康安全管理総括者は、当該裁判所の健康管理者及び安全管理者を指揮し、職員の保健及び安全保持の任に当たるものとする。

（健康管理者、安全管理者等）

**第三条**　健康管理者及び安全管理者は、別表第二の各項に掲げる組織ごとにそれぞれ当該各項に定める官職を占める者とする。

2　健康管理担当者及び安全管理担当者は、別表第二の各項に掲げる組織ごとに、健康安全管理総括者が指名する者とする。

（健康管理医）

**第四条**　健康安全管理総括者は、適当と認める医師を健康管理医として指名し、又は委嘱しなければならない。

（危害防止主任者）

**第五条**　健康安全管理総括者は、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）（以下「規則一〇―四」という。）別表第一に掲げる業務に係る作業場ごとに危害防止主任者を指名しなければならない。

2　安全管理者は、危害防止主任者の氏名及びその者が危害の防止に関し行う事務を関係職員に周知させなければならない。

（火元責任者）

**第六条**　健康安全管理総括者は、防火上適切と認められる施設の区分ごとに火元責任者を置かなければならない。

（健康安全教育）

**第七条**　健康管理者又は安全管理者は、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、職員に対し、健康又は安全に関する教育を実施しなければならない。

（職員の意見聴取）

**第八条**　健康管理者及び安全管理者は、職員の健康管理及び安全管理に関し、アンケートの実施、懇談会の開催等により職員の意見を聴くことに努めるものとする。

（採用時等の健康診断）

**第九条**　健康管理者は、職員（次の各号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員を除く。以下この条、次条及び第十四条の二において同じ。）の採用に際し、及び職員が新たに規則一〇―四別表第三に掲げる業務に従事するに際し、その者について健康診断を行わなければならない。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員

二　前号に掲げる職員以外の非常勤職員のうち、六月を超える期間規則一〇―四別表第三に掲げる業務に従事する非常勤職員

（定期の健康診断）

**第十条**　健康管理者は、職員について規則一〇―四第二十条第二項に規定する定期の健康診断を行わなければならない。

（臨時の健康診断）

**第十一条**　健康管理者は、前二条に定める健康診断のほか、伝染性疾患が流行し、又は流行するおそれがある場合等において、必要があると認めるときは、職員について臨時の健康診断を行うものとする。

2　臨時の健康診断の実施に関し必要な事項は、その都度健康管理者が定める。

（健康診断における検査の省略）

**第十二条**　健康管理者は、職員が第九条又は第十条の健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の検査項目の全部又は一部について医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の検査を受けている場合において、その検査がこれらの規定に基づく健康診断における検査の基準に適合していると認めるときは、その検査をもつて当該健康診断における検査項目の全部又は一部に代えることができる。

（面接指導等）

**第十二条の二**　健康管理者は、規則一〇―四第二十二条の二第一項に規定する要件に該当する職員から申出があつた場合には、当該職員に対し、面接指導（医師が問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2　健康管理者は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。この場合において、健康管理者は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

**第十二条の三**　健康管理者は、前条第一項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であつて健康への配慮が必要なものについては、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指導区分の決定を求める場合等）

**第十三条**　健康管理者は、健康診断又は面接指導の終了後速やかにその結果及びこれに関する資料を健康管理医に提示し、健康に異常があり、又は異常を生ずるおそれがある職員について、規則一〇―四別表第四に掲げる指導区分の決定を求めなければならない。

2　健康管理者は、前項の職員の医療に当たつた医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他指導区分の変更をする必要があると認める場合には、所要の資料を健康管理医に提示し、当該職員の指導区分の変更を求めなければならない。

3　前二項の職員について指導区分の決定又は変更がされたときは、健康管理者は、速やかにその旨及び内容を当該職員に通知するとともに、健康安全管理総括者に報告しなければならない。

（事後措置）

**第十四条**　指導区分の決定又は変更を受けた職員について、事後措置をとる必要があると認められる場合には、健康安全管理総括者は、とるべき事後措置の内容に応じ、権限を有する者に対し、文書で当該事後措置の内容を通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を受けた者は、速やかに所要の措置を講じなければならない。

3　当該職員の任命権者以外の者が事後措置をとつた場合には、当該措置をとつた者は、その旨及び内容を任命権者に報告しなければならない。

（脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導）

**第十四条の二**　健康管理者は、健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された場合には、当該職員（第十三条第一項の規定により決定を求めた結果、健康管理医から脳血管疾患又は心臓疾患の発生に関し規則一〇―四別表第四に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。）に対し、医師又は保健師の面接による保健指導を行うものとする。

（健康管理記録）

**第十五条**　健康管理者は、職員ごとに健康管理記録を作成し、これを保存しなければならない。

2　健康管理記録は、職員が異動した場合には、当該職員の異動後の組織の健康管理者に送付しなければならない。

（健康管理に関する報告）

**第十六条**　健康安全管理総括者は、前年四月一日に始まる年度における健康診断の実施結果並びに職員に対して行つた健康管理上の指導及び措置を最高裁判所に報告しなければならない。

（中高年齢職員等に対する配慮）

**第十七条**　健康管理者は、中高年齢職員、健康障害を有する職員その他の健康管理に特に配慮を要する職員については、配置、業務の遂行方法等につき留意するとともに、当該職員及びその上司に対し、健康管理上必要な指導又は助言をしなければならない。

2　健康管理者は、規則一〇―四第十七条に規定する作業に従事する職員について、同条所定の基準を超えないように留意しなければならない。